

福祉事業利用証は、団体共済部が福祉事業として実施している下記１～３を利用する場合に、組合員又はその家族であることを証明するものです。

- １ 地方公務員共済組等の宿泊施設へ相互利用により宿泊する場合
- ２ 契約宿泊施設（全国町村会館及び都市センターホテル）へ優待料金で宿泊する場合
- ３ 契約百貨店で物品を割引購入する場合

（表面）

（裏面）

地方職員共済組合同体組合員福祉事業利用証			
団体番号・組合員番号		—	
団体 組合 員	氏 名	見 本	
	生 年 月 日		年 月 日
交付年月日			年 月 日
発行者 地方職員共済組合同体共済部 （注） この利用証は、当組合が福祉事業として行う公務員共済組合等の宿泊施設へ相互利用により宿泊する場合及び契約百貨店で物品を購入する場合に提示が必要となります。			

家 族 氏 名	生 年 月 日	続柄
	年 月 日	
見 本	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

- 福祉事業利用証の交付
 団体組合員の資格を取得したときに、団体共済部から所属団体長を通じて交付します。
- 福祉事業利用証への記載
 福祉事業利用証の家族氏名欄に記載できる家族の範囲は、次のとおりです。
 - (1) 組合員の被扶養者
 - (2) 被扶養者ではない配偶者
 - (3) (2)の被扶養者

※ 地方公務員共済組等の宿泊施設への相互利用は、組合員及び組合員の被扶養者のみが対象となります。
- 福祉事業利用証の返納
 組合員の資格を喪失したときは、所属団体長に返納してください。